

蕨市防犯計画

(平成27年度～平成31年度)



防犯活動統一シンボル「ワラビー奉行」

蕨市

蕨市防犯計画

目 次

第1 全体的事項

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の期間 2

第2 本市の犯罪情勢とその背景

- 1 全体的傾向 3
- 2 刑法犯認知件数の状況 4
- 3 街頭犯罪の状況 5
- 4 自転車盗の状況 6
- 5 振り込め詐欺の状況 7

第3 今後の防犯対策の方向性

- 1 基本方針と目標 8
- 2 重点となる対策 9

第4 計画の内容

- 1 市の取組 11

(1) 地域における防犯まちづくりの促進

- ① 市民の防犯意識の向上
- ② 防犯組織の活動支援と担い手の育成

(2) 防犯体制の充実

- ① 防犯組織の体制整備

- ② 自転車盗難防止対策の強化
- ③ 犯罪が起きにくい環境づくり
- 2 市民の取組 18
 - (1) 身の回りの安全点検
 - (2) 地域における安全点検
 - (3) 知識習得のための防犯研修会・講習会等への参加
- 3 事業者等の取組 21
 - (1) 従業員への啓発
 - (2) 施設等の防犯対策
 - (3) 地域の一員としての取組

第5 参考資料

蕨市安全安心まちづくり条例 23

第1 全体的事項

1 計画策定の趣旨

犯罪のない安全で安心な生活を送ることを、多くの市民が望んでいます。

本市では、平成19年4月に「蕨市安全安心まちづくり条例」を施行するとともに、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする防犯計画を策定し、自主防犯組織による防犯パトロールなどの防犯活動の実施により、刑法犯認知件数*はこの10年で半減しました。

しかしながら、平成25年の犯罪率*は、県内ワースト1位であり、なかでも自転車盗が全体の3割を占めています。これは市域面積が狭隘で土地の高低差が少なく、自転車の利用が多いためと思われます。一方、振り込め詐欺などの高齢者を狙った悪質な犯罪も手口を変えながら発生しており、犯罪情勢への対応の必要性が高まりつつあります。

この新たな防犯計画は、市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンのまちづくりの理念「みんなで未来の蕨を創る」に鑑み、市民と行政が協働し、安全で安心して暮らせる「犯罪のないまち蕨」を目指して策定するものです。

なお、防犯事業を推進する機運を醸成するため、蕨市マスコットキャラクター「ワラビー」を町奉行風にデザインした「ワラビー奉行」を防犯活動の統一シンボルとします。

*「刑法犯認知件数」警察において認知した刑法犯の発生件数

*「犯罪率」一定期間に発生した犯罪件数を単位人口で割った率

2 計画の期間

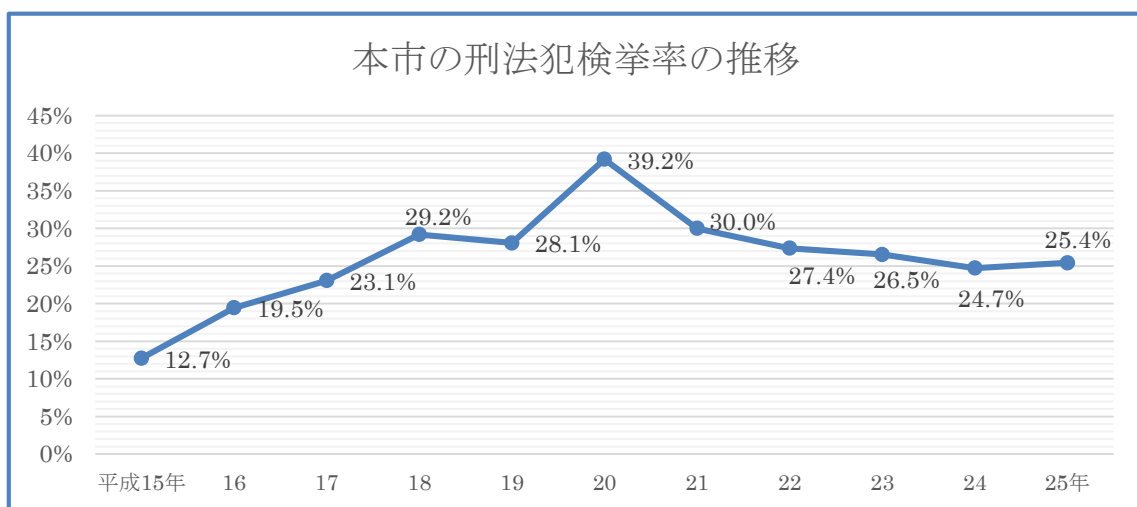
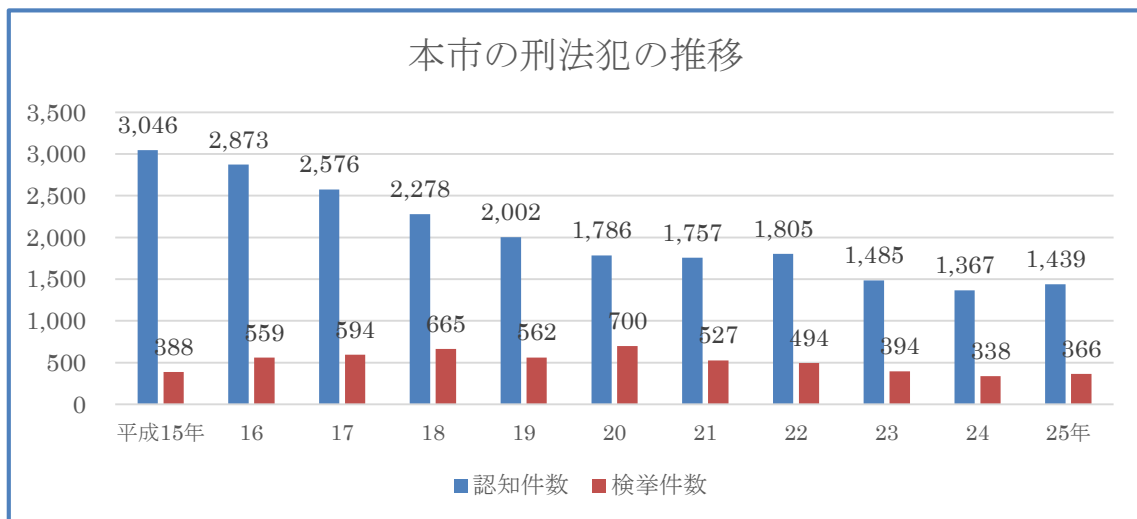
この計画は、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めたものであり、計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とし、以後社会情勢等に合わせ内容の見直しを図っていきます。

第2 本市の犯罪情勢とその背景

1 全体的傾向

本市の刑法犯認知件数は、平成15年には3,046件となりましたが、その後減少に転じ、平成25年は1,439件と、ピーク時に比べて52.8%減少しました。

一方、検挙率は、平成15年は12.7%で、平成20年には39.2%になりましたが、その後減少し、平成25年は25.4%となっています。



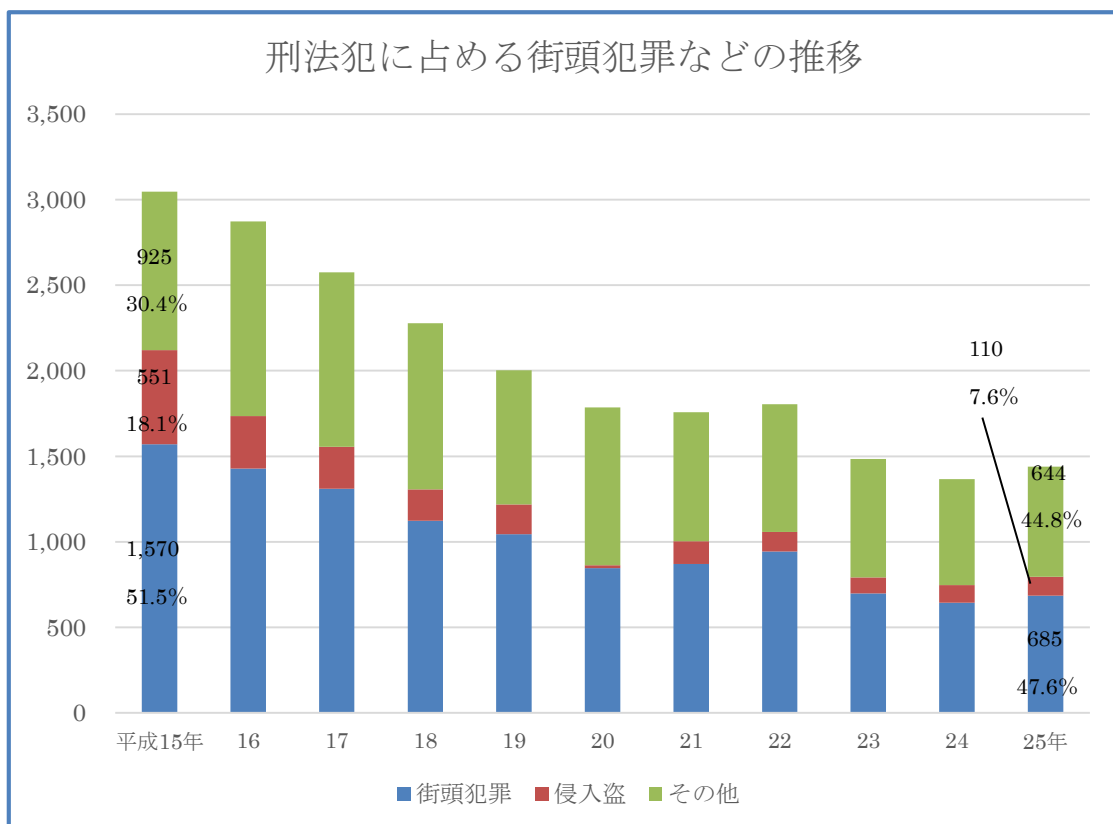
2 刑法犯認知件数の状況

平成25年中に認知された刑法犯の内訳を見ると、ひったくりや路上強盗など街頭で発生する犯罪（以下「街頭犯罪*」）が全体の47.6%、侵入盗が7.6%で、身近な場所で発生するこれらの犯罪が全体の半数を超えており、ここ数年ほとんど変化がありません。

しかし、本市の街頭犯罪と侵入盗の件数は、平成15年（3,046件）から平成25年（1,439件）にかけて半減しました。

*「街頭犯罪」

本計画では9種類が対象（自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、自動車盗、自動販売機ねらい、ひったくり、強制わいせつ、路上強盗、強姦）



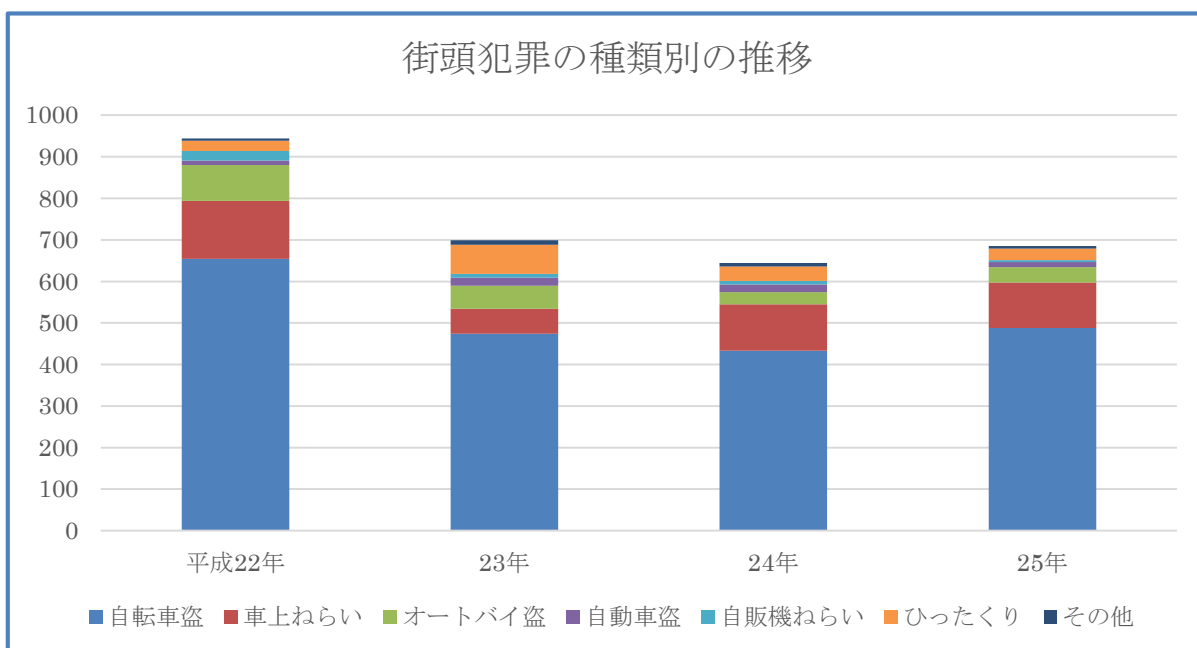
3 街頭犯罪の状況

街頭犯罪は、平成22年から平成25年までの間に259件、率にして27.4%減少し、刑法犯全体の減少率20.3%を上回っています。

これは、自転車盗とオートバイ盗の件数が大幅に減少したことが大きな要因となっています。

街頭犯罪の種類別の推移

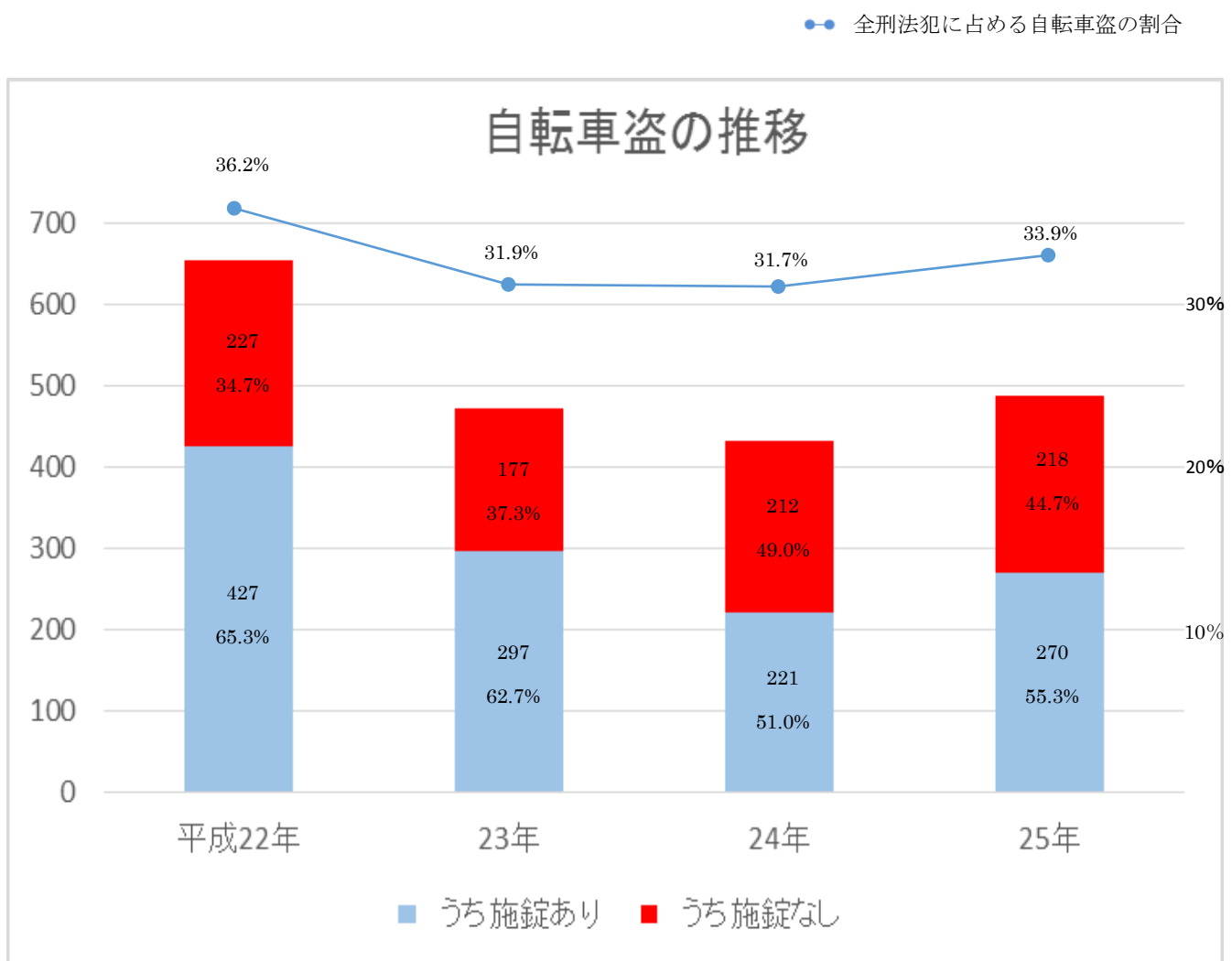
	平成22年	23年	24年	25年	平成22年と25年の 比較(件数)	平成22年と25年の 比較(率)
自転車盗	654	474	433	488	-166	-25.4%
車上ねらい	140	60	112	109	-31	-22.1%
オートバイ盗	86	56	29	37	-49	-57.0%
自動車盗	11	19	19	13	2	18.2%
自販機ねらい	23	9	8	4	-19	-82.6%
ひったくり	25	70	35	28	3	12.0%
その他	5	11	8	6	1	20.0%
合計	944	699	644	685	-259	-27.4%
刑法犯全件数	1,805	1,485	1,367	1,439	-366	-20.3%



4 自転車盗の状況

① 自転車盗に占める施錠あり、なしの割合

高低差の少ない市域における特性を活かし、市内には多くの自転車利用者がいます。その一方、全刑法犯認知件数の3割と高い割合を占めるのが自転車盗です。自転車盗の被害割合では「施錠あり」が「施錠なし」を上回っており、「施錠あり」でも被害に遭う可能性があることを示しています。



5 振り込め詐欺の状況

蕨警察署管内における振り込め詐欺*被害の件数は、平成25年は被害件数21件、被害総額は約4,630万円でありました。

平成25年の振り込め詐欺被害においては、オレオレ詐欺による被害が中心となっており、犯行の手口も巧妙化しているといわれています。

*「振り込め詐欺」

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の4種の総称

振り込め詐欺（恐喝）被害認知状況

(蕨警察署管内)

			平成24年		平成25年	
被害総件数			20件		21件	
被害金額			約4,830万円		約4,630万円	
内 訳	オレオレ 詐欺	件数（構成比）	15件	75%	18件	86%
		金額（構成比）	約4,350万円	90%	約4,440万円	96%
	架空請求 詐欺	件数（構成比）	1件	5%	2件	9%
		金額（構成比）	約190万円	4%	約30万円	1%
	融資保証 金詐欺	件数（構成比）	0件	0%	0件	0%
		金額（構成比）	0円	0%	0円	0%
	還付金等 詐欺	件数（構成比）	4件	20%	1件	5%
		金額（構成比）	約300万円	6%	約150万円	3%

被害金額は、万円単位で四捨五入をしていますので、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

第3 今後の防犯対策の方向性

1 基本方針と目標

(1) 犯罪予防対策の重視

犯罪を防止し、安全で安心なまちを築いていくためには、犯罪の大半を占める街頭犯罪や侵入盗などに対する事前予防対策を行う必要があります。

これからも、防犯パトロールの実施など、事前予防対策を進め、身近な犯罪の発生を出来る限り少なくし、生命・身体・財産に係る被害を最小限にとどめることが重要です。

(2) 地域力による防犯対策の推進

安全で安心なまちづくりの基本である相互扶助と自主自立の精神に基づき、市民、行政、事業者、警察その他関係者がそれぞれの立場でできることを行い、互いに連携、協力することを基本とします。

(3) 計画的、継続性ある防犯対策の推進

計画的かつ継続的に取り組めるような支援措置を行い、犯罪が起こりにくい地域環境づくりのため、計画の数値目標を設定します。

(目標値) 犯罪発生件数

平成24年 1,367件 → 平成30年 1,230件

平成24年の犯罪発生件数から10%削減

2 重点となる対策

(1) 市の取組

① 地域における防犯まちづくりの促進

市民の防犯意識の向上には、市民一人ひとりが防犯に関する意識や防犯能力を高める必要があります。

このため市は、市民の防犯活動や地域ぐるみによる防犯の取り組みへの支援を行います。

② 防犯体制の充実

社会環境の変化により、犯罪が多様化、巧妙化する中、今後、高齢化や核家族化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者や留守家庭の増加が予測されます。

犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを実現するため、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯活動を一層充実させる必要があります。

(2) 市民の取組

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちをつくるためには、防犯対策を市や警察にすべて任せるのではなく、市民一人ひとりが防犯に対する意識を持ち、日常生活でできることから防犯対策を進め、犯罪の起きにくい環境をつくっていくことや、地域における自主防犯活動を活性化させていくことが重要になってきます。

(3) 事業者等の取組

従業員を含めて地域の一員との認識に立ち、防犯に関する意識を高め、地域と一体になって防犯活動の推進に努めることが望まれます。

第4 計画の内容

1 市の取組

(1) 地域における防犯まちづくりの促進

市が、市民に対し防犯に必要な情報を提供することや、知識の普及・啓発を行い、さらに防犯活動を積極的にサポートすることで、犯罪を未然に防止することができます。また地域ぐるみによる防犯の取り組みは、地域の連帯感が高まり、地域コミュニティ全体の防犯力が向上し、安全で安心なまちづくりが促進されます。

① 市民の防犯意識の向上

・警察との連携による犯罪情報の提供、広報、啓発活動の推進

身近に起こる犯罪から身を守るため、警察と連携し、犯罪情報の提供や広報わらび、市ホームページ等の広報媒体を活用し、注意喚起を行います。

・振り込め詐欺などの被害防止に係る啓発活動

高齢者等が、振り込め詐欺等の犯罪に巻き込まれることを防止するため、手口の変化や巧妙化などを広報わらびや市ホームページ等に掲載し、注意喚起を行います。また、高齢者の世帯訪問事業など、対面方式による伝達方法を活用し、被害に遭いやすい対象ごとに、必要な情報が市民に伝わるようにします。

・防犯教育の推進

防犯教育研修会の実施や防犯出前講座の活用を促進を通じて、防犯に関する最新の情報を分かりやすく学ぶ機会の充実を図ります。

- ・警察や防犯関係団体等が実施する街頭キャンペーン等への積極的協力・参加
警察や防犯関係団体等が実施する街頭キャンペーン等へ積極的に協力や参加を行い、市民の防犯意識の向上に努めます。

- ・家庭訪問や声かけなどの見守り活動との連携強化

交通安全母の会や民生委員・児童委員等が実施している家庭訪問や声かけなどの見守り活動との連携強化を進め、防犯意識の向上を図ります。

② 防犯組織の活動支援と担い手の育成

- ・自主的な防犯組織の設立や活動の中心となるリーダーの養成支援

地域で主体的に活動する自主防犯活動団体のさらなる増加により、地域の安全・安心を高めるため、自主的な防犯組織の設立や活動の中心となるリーダーの養成支援に努めます。

- ・警察との連携による自主防犯組織への研修等の実施

警察との連携により、自主防犯活動を行う団体を対象に研修を行い、活動を継続する上での課題解決の支援に努めるとともに、パトロール活動がより効果的に行われるよう、きめ細かに犯罪情報を提供します。

- ・防犯に関する研修会や関係機関で開催される研修会への参加呼びかけ

自主的な防犯組織の活動をサポートするため、防犯に関する研修会や関係機関で開催される研修会についての周知を図ります。

- ・**蕨市防犯協会、蕨市暴力排除推進協議会に対する活動支援**

犯罪のない明るい地域社会の実現を目的とする蕨市防犯協会及び暴力団を排除し、暴力のない明るい地域社会を作っていくことを目的とする蕨市暴力排除推進協議会に対する活動支援を行います。

(2) 防犯体制の充実

警察、市、市民などの推進体制を整備することで、お互いの意思疎通を図ることが可能となり、全市的な防犯体制を整備するとともに、犯罪の機会を奪い、誰もが安心して生活できるまちづくりのため、犯罪防止に配慮した環境づくりを進めます。

① 防犯組織の体制整備

- ・**保護者、地域、関係機関等との連携強化**

保護者、地域、関係機関等との連携強化を進め、児童・生徒の見守りを進めるための防犯組織の体制整備を図ります。

- ・**他市町村防犯担当との交流の推進**

他市町村防犯担当との情報交換や課題の検討を行い、合同でのキャンペーンの実施や市境での防犯活動に対しての協力を図ります。

- ・**警察への働きかけ・情報共有**

蕨警察署との連携を進め、情報共有を図ります。合同でのキャンペーンの実施など、協力体制の強化を進めます。

- ・市内企業等と防犯に関する協定締結による協力体制の強化

市内企業等と防犯に関する協定締結により、連携して防犯のまちづくりを効果的に推進し、安全で安心な市民生活の実現を図ります。

- ・防犯関係団体の各地域コミュニティ活動への参画、協働への機会の支援

コミュニティ活動への参画、協働を通じて防犯関係団体と各地域のコミュニティとの交流を進め、相互の情報交換・理解を進めます。

② 自転車盗難防止対策の強化

- ・自転車駐車場の整備及び維持管理

放置自転車の解消に向け、自転車駐車場の整備や維持管理を進めるとともに、より効果的な防犯対策に努めます。

- ・放置自転車の撤去

放置自転車禁止区域などにおける放置自転車の解消に努めます。

- ・被害防止啓発

盗難被害に遭った自転車の約4割は無施錠であることから、施錠の励行など被害防止を啓発します。また、破壊に強い鍵やツーロックの普及啓発にも努めます。

③ 犯罪が起きにくい環境づくり

・防犯灯の整備

道路における夜間の犯罪の防止を目的として、防犯灯の整備を進めます。

・あき地等の適正な維持管理の促進

地域住民等が管理する危険箇所（放置されたあき地、暗所等）の改善を所有者等へ促します。

・公園などにおいて、死角を発生させないための定期的な樹木の剪定

公園外部から死角になるおそれのある樹木の剪定や、夜間公園灯の光を遮る樹木の剪定を実施します。

・埼玉県が実施する簡易防犯診断の活用等による住宅防犯対策の機会の提供

県が実施する住宅における防犯対策事業に関して、市民に対して情報提供や周知を行います。

・防犯カメラ等の防犯機器の整備

不審者対策も含めた安全の保持と事件の抑止を図るため、公共施設等へ防犯カメラ等の防犯機器を整備します。

・不審者の校内等への侵入防止

学校安全パトロールの実施や児童生徒登校後の門扉の閉鎖及び来校者への積極的なあいさつを行うことで、不審者の侵入防止に努めます。

- ・登下校時の安全指導・安全点検

学校安全パトロールの実施や、P T A・地域ボランティアによる安全指導・安全点検を実施します。

- ・地域安全マップの充実

教職員による通学路点検に基づき、P T A・学校安全部による地域安全マップの更新を行います。

- ・防犯パトロールの実施

P T A・補導部や各地域の有志により、防犯パトロールを実施します。

- ・こども110番の家への協力

こどもたちの通学路を中心に、一般家庭や店舗の協力で「こども110番の家」の設置をさらに進め、見守り体制の充実を図ります。

- ・こどものあいさつ運動の促進

あいさつ奨励のための児童生徒によるポスターの作成を進めるなど、あいさつ運動を促進することで、見守り体制の充実を図ります。

- ・コミュニティバス等への防犯ポスター等の掲示

防犯に関する情報提供や啓発のため、コミュニティバスや公用車への防犯ポスター等の掲示を行います。

- ・放火防止

放火による火災の発生を予防するため、放火されないまちづくりへの取り組みについて、啓発を進めます。

2 市民の取組

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は「自分たちのまちは自分たちで守る」ということであり、地域住民や各種市民団体が連携を深め、安全意識を高揚・啓発し合うと共に、地域住民一人ひとりから地域全体に至るまで、一体となった防犯活動を推進することで、地域の防犯力が高まります。

(1) 身の回りの安全点検

自分のことは自分で守るという自助と、自分たちの住んでいるところはお互いに守るという共助の精神で、周囲の安全点検を行うことが大切です。

○携帯電話を活用した犯罪情報収集の実施

埼玉県警が発信する犯罪情報メール等の活用により、地域の犯罪情報が共有できます。

○住宅の危険個所の点検

プライバシーを考慮しながらも防犯対策上、塀や生垣を見通しが良い状態にし、不審者の隠れ場所をなくします。また、玄関、勝手口には、破壊やピッキング、サムターン回しに強い錠の取り付けや、玄関、窓等の開口部分に2つ目の鍵（補助錠）を付け自衛します。

○手軽にできる防犯対策を行う

自転車かごへの防犯ネットの装着や自転車補助錠を付けツーロックにしたり、徒歩の際に手荷物は道路の反対側に持つなどの防犯対策を実施することで、犯罪を未然に防ぎます。

(2) 地域における安全点検

町会や地域団体等による防犯活動を行うとともに、市民等が自由に参加できる組織をつくるなど、地域ぐるみの取り組みが大切です。

○防犯パトロールの強化

パトロール中にすれ違う地域住民へのあいさつを心がけることにより、地域の防犯意識が高まります。また、パトロールをこどもの登下校時に複数回行うことにより、犯罪の芽を摘むことにつながります。

○ながら防犯活動を行う

飼い犬の散歩を兼ねて行うわんわんパトロールや、自転車などで外出する際、荷かごに防犯プレートをつけるなど、日頃から防犯パトロールをアピールします。また、ウォーキングやジョギング時に防犯ブザーや防犯ベストなどを身につけることで防犯意識の向上につながります。

○地域の犯罪弱点箇所を見つける

犯罪が起こりやすい要因がないか地域を回り、見通しの悪い場所を地図に落とすなど弱点箇所を把握しましょう。また、こどもたちと一緒に行うことで、コミュニケーション能力が育まれ、非行防止も期待できます。

しかし、犯罪の傾向や景観も変化するため、定期的な見直しが必要です。

(3) 知識習得のための防犯研修会・講習会等への参加

防犯意識を高揚するためには、犯罪の発生状況を把握した上で、その緊急性・重要性を理解することが必要です。日頃から防犯に対する認識や知識を習得していくことが大切です。

○防犯研修会・講習会への積極的参加

市や各種団体等が開催する防犯講習会や講演会へ積極的に参加することで、理解を深めることができます。

○地域単位での防犯教室の開催

警察などの防犯担当者を招いて、幼稚園・保育園、小学校、町会・地域の単位で防犯教室を開き、子どもや高齢者が被害にあわないために家庭で留意することを学んだり、空き巣やひったくりなどの最新の手口・情報や対策を聞くことが望まれます。

3 事業者等の取組

自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、住民活動への積極的な参加や市が行う施策に対し協力することが望まれます。

(1) 従業員への啓発

市内在住者はもとより市外からの通勤者に対して、犯罪情勢を周知し、防犯意識や知識の高揚を図ることにより、防犯への認識を深めることが求められます。

- 従業員に対して、防犯冊子等の啓発物資を配付し、防犯意識の高揚に努める。
- 防犯講演会や研修会を開催するとともに、市や各種団体等が開催する講演会や研修会への参加を促し、従業員の防犯に対する認識や知識の習得に努める。
- 防犯対策の一環として、事業所における防犯マニュアル等を作成する。

(2) 施設等の防犯対策

事業所が関係する施設等の防犯対策を講じることにより、事業所全体としての防犯対策の推進が必要とされます。

- 新築、改修、増築等に当たっては、防犯性を考慮した施設とする。
- 施設や駐車場等において、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置を推進する。
- 事業所において、適正な警備員の配置に努める。

(3) 地域の一員としての取組

地域住民と連携を図るとともに、各種防犯活動に積極的に参加し、地域の防犯力向上への協力が必要とされます。

- 町会を主体とする自主防犯活動団体による防犯パトロール等に積極的に参加し、地域を理解するとともに防犯対策の向上に努める。
- 各事業所において「防犯ステッカー」を車に貼付し、市内を巡回する等の防犯活動を実施する。また、犯罪等に遭遇した場合の対応マニュアル等を作成する。
- 事業者として、こどもの安全確保を図るため、積極的に「こども110番の家」への設置協力を行う。

第5 参考資料

蕨市安全安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、市民等の防犯及び防災意識の高揚と自主的な防犯及び防災活動の推進を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 法令に違反して、市民の生命、身体及び財産を脅かす行為をいう。
- (2) 防犯 犯罪の発生を未然に防止する活動をいう。
- (3) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他自然災害及び大規模火災等により生ずる被害をいう。
- (4) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 市の区域において、商業、工業その他の事業を営むものをいう。
- (7) 土地所有者等 市の区域に存する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (8) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署その他安全安心に関する事務を所管する官公庁をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働することを旨として行われなければならない。

- 2 安全で安心なまちづくりは、相互扶助と自主自立の精神の下に、地域における安全及び安心を確保するための活動を育むことを旨として行われなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、犯罪及び災害から得た教訓を日常生活に生かし、後の世代にこれらを継承していくことを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の安全意識の高揚のための啓発活動、安全で安心なまちづくりを推進するための環境整備その他必要な施策の実施に努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民等及び関係行政機関と相互に連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自ら安全の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物を自ら良好な環境に保つよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進団体の育成)

第8条 市は、市民等の安全意識の高揚並びに自主的な防犯及び防災活動の推進を図るため、推進団体の育成に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

蕨市防犯計画

平成 27 年 3 月

発行／埼玉県蕨市

〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15

電話 048-432-3200 (代表)

HP <http://www.city.warabi.saitama.jp/>
